

～カスハラ・求職者等セクハラについて～

令和8年9月／ 広島大学ハラスメント相談室

現行のハラスメントに加え、新たなハラスメント対策が義務化！

10月1日に施行される法改正に伴い、カスタマーハラスメント(カスハラ)や求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント(求職者等セクハラ)への対策が義務化されます。広島大学では規則の明確化など、防止に向けた取り組みを進めるとともに、相談時には迅速・適切に対応いたします。以下に法改正の概要と本学の取り組みをまとめていますので、ご確認及びご協力をお願いいたします。

カスハラとは？

本学と関係する企業の従業員等からの嫌がらせ、学生・家族からの過剰な要求、施設・図書館・病院等の施設利用者からの不当要求や著しい迷惑行為など、社会通念上許容される範囲を超えた言動

(例)

- ・ 特定職員への不必要な接触、業務外の連絡
- ・ 威圧的または不当な要求、長時間の滞留による組織業務の阻害
- ・ 対面での暴言・威圧、SNS等での名誉毀損やプライバシー侵害



求職者等セクハラとは？

求人に応募した人や説明を聞きに来た人(求職者等)に行う、相手の意に反する性的な言動

(例)

- ・ インターンシップ参加者への性的な言動やからかい(意図的かつ継続的)
- ・ 求職者等に対し、2人きりの食事にしつこく誘ったり、性的関係を要求したりすること
- ・ 面接において私生活や恋愛観について質問したり、知り得た個人情報を拡散させたりすること



このような言動を行ったものと認められた場合、本学の規則等に基づき厳正に対処されます。

【今後の取り組みとお願い】

● 規則・ガイドラインの改正

「広島大学におけるハラスメント等の防止等に関する規則」及び「広島大学におけるハラスメントの防止等に関するガイドライン」を改正し、定義を明確にし、防止に努めます。



● カスハラ対応マニュアルの作成

一般的な事務、学生支援、医療関連、附属学校など、業務の性質に応じた「対応マニュアル」を順次作成していきます。関係部局の皆様には、ご協力をお願いいたします。



● 求職者等セクハラの一部局での対応

求職者等から相談・連絡を受けた場合は、ハラスメント相談室にご連絡ください。

【広島大学ハラスメント相談室】

ハラスメント相談室では、求職者等セクハラを含む各種のハラスメント相談を受け付けています。(※祝日・夏季休暇・年末年始は閉室します。)

匿名での相談も可能で、秘密は厳守します。相談したことによる不利益扱いは一切ありません。

● 東広島地区(総合受付)

開室日時: 月～金 10時～17時
TEL/FAX: 082-424-5689
E-mail: harassos@hiroshima-u.ac.jp
所在地: 中央図書館地下1階

● 霞地区

開室日時: 月～金 13時～19時
TEL/FAX: 082-257-1519
所在地: 共用棟1 3階

● 東千田地区

開室日時: 随時(要予約)
所在地: 共用施設B棟 B-107



相談室HP